

◎新潟県議会告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 4 項の規定により、次のとおり条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の 2 第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 16 日

新潟県議会議長 皆 川 雄 二

1 日時

令和 7 年 4 月 16 日（水曜日）

本会議（午後 1 時開議）終了後

2 場所

新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県議会議場（直接請求に係る条例審査特別委員会において）

3 事件名

第89号議案 直接請求に係る東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する新潟県民投票条例の制定について

4 人数

8 人以内

5 意見を述べる時間

40分以内（各陳述者の合計時間）